

起業を目指す方・起業後間もない方を支援します！

由利本荘市 起業・事業承継支援補助金

由利本荘市内における起業または事業の承継にかかる経費の一部を補助します。
また、起業後3年以内の事業者の事業継続に係る経費の一部を補助します。

○補助対象者（次の要件をすべて満たすこと）

1. 市内に住所を有し、市内においてこれから起業する、または起業後6カ月以内（小規模事業者持続化枠を利用する場合は3年以内）の個人や法人。
次のいずれかに該当する場合は「地域課題解決枠」とする
①中心市街地の空店舗を活用 ②おおよそ3人以上を新たに正規雇用 ③IT関連事業
2. 市商工会の継続的な経営指導等を受けること。
3. 市税等の滞納がないこと。
4. 過去にこの補助金を受けていないこと。



○補助金の額

補助対象経費の3分の1以内、上限30万円

地域課題解決枠のみ上限60万円

○補助対象経費

1. 施設設備費：建物に係る、内・外装、空調・電気・冷暖房、上下水道、
外構等に係る工事費、建物の賃貸に係る家賃（敷金・礼金は除く）
2. 機械器具費：作業機械、工作機械、業務用冷蔵庫・厨房機器、
事務機器等の備品購入費（備品は中古品は対象外で単価10万円以上のもの。）
3. 広告宣伝費：ホームページ作成、新聞・雑誌広告、テレビ・ラジオCM放映、
パンフレット・チラシ製作等に要する経費

○申請時に必要な書類

- | | |
|---------------|-------------|
| ・補助金等交付申請書 | ・納税等状況調査同意書 |
| ・事業計画書 | ・住民票抄本 |
| ・創業支援機関による確認書 | ・事業計画に係る見積書 |



※この補助金を申請するには市商工会の指導が必須となります。

申請を検討する場合は、市商工会（TEL:0184-23-8686）にご相談ください。

問い合わせ先：由利本荘市商工振興課 TEL:0184-24-6372 FAX0184-24-3044